

静岡県総合情報誌発行業務仕様書

1 事業の目的

本県は、世界文化遺産・富士山をはじめとする世界クラスの資源と人材に恵まれた魅力あふれる所である。居心地が良く、誰もが努力すれば人生の夢を実現し、幸せを実感できる、富国有徳の美しい“ふじのくに”をつくるため、「場の力」を活かした人づくり・富づくりを進めていることをオピニオンリーダー等に効果的に情報発信し、国内外の多くの人々を惹きつけるとともに、広く県政への理解と参画を促すため、静岡県総合情報誌「ふじのくに」を発行する。

2 委託業務の内容

(1) 総合情報誌「ふじのくに」第41号から第44号の制作

ア 取材、原稿作成（取材者への謝礼は受託者が負担）

イ レイアウト、デザイン

ウ オリジナル写真の撮影、写真確保（買い取り等）、グラフ、イラスト等の制作

エ 知事対談の開催（3号分）※1号分は実施済みの対談を転載

オ 版下制作、印刷、製本

カ 発行部数等 ・発行部数 各号 13,500 部

・発行回数 年4回（7月、10月、1月、3月発行予定）

キ 規 格 ・A4版（296mm×210mm）

・16ページ フルカラー

ク 材 質 ・マットコート紙

・紙厚 おおむね 76.5kg 程度

・古紙配合率 70%以上

・白色度 おおむね 80%以上

・塗工量が両面で 30 g/m²以下

・再生利用しにくい加工がされていないこと

※令和元年度発行の「ふじのくに」と同等

※在庫等の制約から再生紙が入手困難な場合は、県と協議のうえ決定するものとする。

(2) 送付用封筒作成

一般個人・団体分（約 5,500 部×4回、送付元表示：広聴広報課）

ふじのくに交流会分（約 1,450 部×4回、送付元表示：ふじのくに大使館）

ア 版下作成

イ 印刷、製袋

ウ 規格 指定色2色刷、ユニバーサルデザイン仕様、県章型押し

(3) 読者カードの作成（13,500 部×4回）

ア 版下作成

- イ 印刷
- ウ 冊子への綴じ込み
- エ 規格 110mm×205mm 指定色1色刷

(4) あいさつ状の作成

- 一般個人分（約 4,000 部×4回、送付元表示：広聴広報課）
 - 一般組織分（約 1,500 部×4回、送付元表示：広聴広報課）
 - ふじのくに交流会分（約 1,450 部×4回、送付元表示：ふじのくに大使館）
- あいさつ状裏面をファックスによる読者アンケート回答用紙とする。

ア 版下作成

- イ 印刷（冊子に差し込み）
- ウ 規格：指定色1色刷（両面）

(5) 発送準備作業

- ア あて名ラベルの印刷、封筒への貼り付け
- イ 広報誌へのあいさつ状の差し込み
- ウ 封入・梱包

(6) 発送作業

- ア 別に指示する配送先あて送付
- イ 残数は県庁に納入
- ウ 意見募集に係る作業（例：プレゼント等の購入・当選者への配送）
※随時配送先や配送部数の変更がある。

(7) デジタルデータ作成

- ア 全ページ分PDFデータ（高画質）
- イ 企画毎のPDFデータ（Web閲覧最適化）
- ウ 版下デジタルデータ

(8) 撮影オリジナル写真整理・データ提出

3 留意事項

(1) 業務遂行に際しての留意事項

- ア 県と受託者は契約締結後速やかに業務遂行について協議するとともに、受託者は委託業務遂行に関する日程表を提出する。
- イ 受託者は、総括責任者等による原稿の校閲を行う。
- ウ 編集会議1回、文字・デザイン校正随時、色校正1回とする。なお、色校正時に字句等の修正を行う場合もある。
- エ 知事対談の取材を行うにあたり、県は参考となる関連書籍、資料等を示し、受託者はそれをもって事前準備を進める。

(2) 著作物の帰属

- ア 本契約における成果品及び本契約のため新たに撮影又は制作した写真・文書等のうち、成果品に掲載したもの（以下、これらを総称して「本著作物」という）の著

作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、県に帰属する。

イ 受託者は、県が本著作物を利用するに当たり、その利用態様に応じて著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。ただし、県は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

ウ 県は、前項ただし書きの改変を行う場合は、事前に受託者の承諾を得なければならない。

エ 県は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。

オ 受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(3) 委託料の支払い

県は受託者に対して、契約額の 4 分の 1 の額を 1 号発行に係る経費として、それぞれ業務完了確認後に支払う。

(4) 守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(5) その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。